

株式会社武富士 債権者説明会

式次第

(大阪)【日時】平成22年10月5日 午後1時30分～午後3時00分

【場所】エル・おおさか

(東京)【日時】平成22年10月6日 午後1時30分～午後3時00分

【場所】日本青年館

(式次第)

1. 開 会
2. 出席者紹介
3. 代表取締役挨拶
4. 会社更生手続開始申立に至る経緯
5. 会社更生手続について
6. 過払金債権の取扱いについて
7. 質疑応答
8. 閉 会

(保全管理人) 弁護士 小 畑 英 一

(保全管理人代理)

弁護士 植 村 京 子	弁護士 本 山 正 人
弁護士 渡 邊 賢 作	弁護士 柴 田 祐 之
弁護士 内 田 昌 彦	弁護士 島 田 敏 雄
弁護士 高 田 千 早	弁護士 丸 山 貴 之
弁護士 鐘ヶ江 洋 祐	弁護士 野 城 大 介
弁護士 神 原 浩	弁護士 倉 橋 博 文
弁護士 森 拓 也	弁護士 高 野 大 滋 郎
弁護士 本 多 一 成	弁護士 山 本 幸 治

(保全管理人補佐)

弁護士 宮 本 聡	弁護士 上 野 尚 文
弁護士 長谷部 陽 平	

【お問い合わせ先】

本社コールセンター	0 1 2 0 - 9 3 8 - 6 8 5
	0 1 2 0 - 3 9 0 - 3 0 2
受付時間	月～金（祝祭日除く） 午前8：30～午後7：00

I 申立会社の概要

- (1) 商 号 株式会社武富士
- (2) 本店所在地 東京都新宿区西新宿八丁目15番1号
- (3) 代表取締役 吉田 純一
- (4) 事業内容 消費者金融業
- (5) 資 本 金 30,478百万円
- (6) 設立年月日 昭和43年6月
- (7) 大株主及び持ち株比率（平成22年3月31日現在）

株式会社大央	7,746千株	5.37%
丸武産業有限会社	7,459千株	5.17%
武 井 健 晃	6,941千株	4.81%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	5,796千株	4.02%
武 井 博 子	4,927千株	3.41%
武 井 俊 樹	4,866千株	3.37%
ノーザントラストカンパニー（エイブイエフシー） サブアカウントアメリカンクライアント	4,826千株	3.34%
ザバンクオブニューヨークージャスディックトリー ティーアカウント	2,698千株	1.87%
ザバンクオブニューヨークトリーティージャスデック クアカウント	1,952千株	1.35%

- (8) 株 主 総 数 60,872名（平成22年3月31日現在）
- (9) 株式の状況 発行済株式総数 普通株式:144,295,200株
- (10) 従 業 員 数 2,009名（平成22年6月30日現在）
- (11) 労 働 組 合 なし
- (12) 負 債 総 額 433,608百万円（平成22年6月30日現在）
- (13) 最近3年間の財政状態及び経営成績（単体）

決算期	平成20年3月期	平成21年3月期	平成22年3月期
純資産	428,897百万円	144,659百万円	148,687百万円
総資産	1,410,576百万円	977,092百万円	712,571百万円
1株当たり 純資産	3,115.59円	1,071.14円	1,100.54円
営業収益	269,452百万円	185,443百万円	119,403百万円
営業利益	43,741百万円	△211,611百万円	32,388百万円
経常利益	40,666百万円	△215,740百万円	32,295百万円
当期純利益	13,064百万円	△256,933百万円	7,595百万円
1株当たり 純利益	93.20円	△1,885.90円	56.29円

II 申立に至る経緯

弊社は、昭和43年6月に有限会社武富士商事として設立され、昭和49年11月に株式会社武富士商事へ組織変更、同年12月には株式会社武富士へと社名変更を行いました。

創業以来、個人消費者に対する融資を主たる事業として業績を拡大し、平成8年8月に株式の店頭公開、平成10年12月に東京証券取引所市場第一部に株式を上場、平成12年3月にはロンドン証券取引所にも株式上場を行いました。株式上場後も、積極的な新規採用及び店舗展開による融資残高の増加に注力した結果、平成13年3月期には、連結営業収益402,104百万円、連結当期純利益127,266百万円を計上するなど、順調に業績を伸ばして参りました。

しかしながら、いわゆる過払金返還請求が徐々に増加して弊社のキャッシュフローに悪影響を及ぼすとともに、弊社を含む貸金業者に対する金融機関の融資姿勢も徐々に厳しくなり、営業収入の源泉である営業貸付金も徐々に減少しました。また、平成18年1月の貸金業法43条のみなし弁済の要件に関する最高裁判決を契機とする過払金返還請求の急激な増加、及びこれに伴う利息返還損失引当金の大幅な積増し、さらには、営業貸付金の減少に伴う営業収入自体の減少等により、弊社の財務内容は急激に悪化しました。特に、平成19年3月期及び同21年3月期には、多額の利息返還損失引当金を繰り入れたことなどにより、それぞれ、481,274百万円、256,137百万円もの連結当期純損失を計上する結果となりました。

このような事業環境の急激な悪化に対応するため、改正貸金業法の完全施行に先立って厳格な与信基準を導入して新規の貸付の抑制を行うとともに、二度にわたる大規模な店舗統廃合等のリストラ策を推進し、更には、既存債権や所有不動産を売却するなどして手元資金の確保に努めて参りました。しかし、営業貸付金の減少に伴う利息収入の減少、貸金業界を取り巻く事業環境の悪化による新たな資金調達手段の制約、過払金返還による資金流出の高止まりなどの事情により、弊社の資金繰りは改善せず、悪化の一途を辿りました。

以上のような経過により、弊社がこのまま自力で事業継続した場合、その資金繰りが早晚破綻することは必至な状況となりました。また、仮に現状を放置して資金繰りの破綻が現実化した場合、弊社の企業価値は著しく毀損し、スポンサーによる資金提供等の途も事実上絶たれ、債権者の皆様に対してより多大なご迷惑をお掛けすることが想定されました。そのため弊社は、やむを得ず、会社更生法の手続に従って抜本的な財務及び事業の再構築を行うことによって会社再建を目指すこととし、本申立てを行うに至りました。

Ⅲ 会社更生手続について

会社更生手続とは、経済的苦境に陥った会社を、裁判所の監督の下に、事業を継続しながら再建を図る手続です。破産手続のように事業を停止して清算する手続ではなく、会社の事業価値、資産価値の劣化が防止されます。

本会社更生手続の概要とスケジュールの目安は、以下のとおりです。なお、スケジュールは更生手続開始決定の際に裁判所が決定するものであり、現時点においては確定しておりません。

① 更生手続開始申立、保全管理命令・調査命令等

裁判所は、更生手続開始の申立てを受理すると同時に、弊社の場合には、保全管理命令、強制執行にかかる包括的禁止命令および調査命令を発令しております。裁判所から選任された保全管理人（小畑英一）は、弊社の財産管理処分権を掌握し、事業の経営を行います。また、裁判所から選任された調査委員（須藤英章弁護士）は、更生手続の開始原因・財産状況等の調査を行い、裁判所に報告します。

② 更生手続開始決定（平成 22 年 11 月前半頃）

裁判所は、更生手続の開始の原因となる事実があると認められ、かつ、申立棄却事由がないと判断した場合には更生手続の開始を決定し、管財人を選任します。管財人は、更生会社の一切の財産管理処分権を担い、更生手続を主導します。誰を管財人に選任するかなどは、調査委員の調査結果を踏まえて、裁判所が判断します。

③ 債権届出・債権調査・財産評定

更生手続開始決定後は、開始決定前に原因を有する債務の種類と額を確定するため、債権届出期限までに、債権者の皆様から更生債権の届出をしていただきます。管財人は、届出内容を調査し、確定させます。債権の届出がない場合、失権する（請求権を失う）場合がありますので、ご注意ください。

また、更生計画案の策定に向けて更生会社の資産を時価におきなおすための財産評定作業を行います。

④ 更生計画案の立案（平成 23 年夏頃）

管財人は、更生会社の資産・負債が確定した後、更生計画案を作成し、裁判所に提出します。債権者の皆様に対する弁済の内容、弁済率、弁済期間等は、この計画案において提示されます。なお、現時点では、資産、負債の内容が確定しておりませんので、更生計画案の内容は全く未定です。

⑤ 更生計画案の決議、認可

更生計画案の提出後、裁判所の付議決定を経て、更生計画案の決議が行われます。東京地方裁判所では、最近では、書面投票の方法により決議される例が多く見受けられます。

決議の結果、可決されると、裁判所が更生計画を認可するか否かを判断します。

Ⅳ 過払金債権の取扱いについて

これまでのお取引により発生した過払金債権は、更生債権となり、更生債権届出をしていただく必要があります。過払債権者の皆様は、本社コールセンターにご連絡をいただき、更生債権届出書の発送依頼を行ってください。

そして、更生手続開始決定後、お手元に送付された更生債権届出書に所定の事項をご記入いただき、債権届出期限までにご提出をお願いいたします。債権届出期限は、更生手続開始決定から 4 か月以内ですが、具体的な日付は更生手続開始決定時に裁判所が決定します。

本更生手続では、基本的には「日栄・商工ファンド対策全国弁護団」が推奨する計算方式に基づいて利息制限法所定の利率に則った引き直し計算を行い、過払金債権の金額を確定させる方針です。

なお、既に提起されている過払金返還請求訴訟は、保全管理命令により中断しております。

Ⅴ 今後の方針について

弊社は、東京地方裁判所の指導監督の下、同裁判所から調査委員に選任された須藤英章弁護士による調査に協力しながら、スポンサー選定およびその後の支援を視野に入れて事業の再建を目指し、債権者の皆様に対して少しでも多くの弁済額を確保できるよう、全社一丸となって取り組んで参る所存でございますので、ご理解とご協力を賜りますよう改めてお願い申し上げます。

Ⅵ Q&A

現在お取引中のお客様に関するご質問と回答

Q 現在、武富士から借入れをしているが、会社更生手続開始申立てによって、今後の返済義務はなくなるのか。

A 弊社の会社更生手続開始申立てにより、返済義務がなくなることはありません。従前どおりにご返済をお願いいたします。

しかし、利息制限法所定の利率による引き直し計算により、残元金が減少もしくは無くなる可能性があります。現在、引き直し計算を行っており、計算が終了しました後、計算後の残元金を弊社 A T M で表示させていただく、あるいは、お客様からのお問い合わせに対して、本社コールセンターでご案内するなどの対応をさせていただきます。

なお、現在計算作業を行っている最中であり、お問い合わせ時にご回答できない場合もございますので、予めご了承ください。

過去にお取引のあったお客様に関するご質問と回答

Q 過払金があるかどうかを調べてくれないのか。

A 本社コールセンターまでお問い合わせ下さい。本社コールセンターにてご案内いたします。

なお、現在、計算作業を行っている最中です。更生手続開始決定後、更生債権届出書等の送付時期にあわせてご回答申し上げます。

過払金債権者様に関するご質問と回答

Q 過払金は、今からでも全額支払ってもらえるのか。

A 裁判所より発令された保全管理命令によって、過払金のお支払いは禁止されております。また、更生手続開始決定後は、過払金は更生債権として扱われ、更生計画に従って弁済されることとなります。更生計画によらずに弁済を行うことはできませんので、ご了承下さい。

更生債権者の皆様に対しては、今後、管財人が提出する更生計画案において、弁済の時期および金額（弁済率）などをご提示することとなりますが、その内容は現段階で全く未定です。多くの債権者の皆様から届出をいただき、届出債権額が多額に上った場合などは、弁済率が低くなる可能性があります。

Q 判決や和解により確定している過払金は全額支払ってもらえるのか。

A 判決や和解により確定している過払金につきましても、裁判所より発令された保全管理命令によりお支払いすることはできません。

今後の弁済に関しては、上記のご質問へのご回答と同様となります。

一般取引業者様に関するご質問と回答

Q 今後の支払条件を教えてください。

A 当分の間、請求書到達基準で月 2 回の支払日を設けさせていただきます(月 1 回の締めのお取引先は月 1 回の支払い)。

・ 15 日締めを前提に当月 20 日までに請求書到達分は、当月末日払い

・ 末日締めを前提に翌月 5 日までに請求書到達分は、翌月 15 日払い

社債権者様に関するご質問と回答

Q 更生債権届出はどのようにすればよいか。

A 国内債につきましては、各社債権者様ごとに個別にお届け出いただく必要があります。ご不明な点等につきましては、本社コールセンターまでお問い合わせ下さい。

以上